

市第 164 号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「第72条の 4」を「第72条の 5」に改める。

第13条第 1 号中「見込額を控除した額」の次に「から法第72条の 4 第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額（高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等及び介護納付金（法第69条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用に係るものを除く。）及び法第81条の 2 第 1 項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に同項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額の総額の見込額を加えた額」を加える。

第16条の 2 中「相当する額」の次に「及び法第72条の 4 第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち高齢者医療確保法第 118

条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものの総額」を加える。

第16条の 7 中「相当する額」の次に「及び法第72条の 4 第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち介護納付金の納付に要する費用に係るものの総額」を加える。

付則第 2 項を削る。

付則第 3 項中「平成26年度までの間において」を「当分の間」に改め、同項を付則第 2 項とする。

付則第 4 項中「平成26年度までの間においては」を「当分の間」に改め、同項を付則第 3 項とする。

付則第 5 項を削る。

付則第 6 項の見出し中「平成25年度及び平成26年度における」を削り、同項中「平成25年度及び平成26年度における」を「当分の間、」に改め、「、「見込額を控除した額」とあるのは「見込額を控除した額から法附則第24条第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額（高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等及び介護納付金（法第69条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用に係るものを除く。）及び法附則第 26条第 1 項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に同項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額の総額の見込額を加えた額」と」を削り、「付則

第 6 項」を「付則第 4 項」に改め、同項を付則第 4 項とする。

付則第 7 項の前の見出し中「平成 25 年度及び平成 26 年度における」を削り、同項中「平成 25 年度及び平成 26 年度における」を「当分の間、」に、「付則第 7 項」を「付則第 5 項」に、「付則第 8 項」を「付則第 6 項」に改め、同項を付則第 5 項とする。

付則第 8 項中「平成 25 年度及び平成 26 年度における」を「当分の間、」に改め、同項を付則第 6 項とする。

付則第 9 項の前の見出し中「平成 25 年度及び平成 26 年度における」を削り、同項中「平成 25 年度及び平成 26 年度における」を「当分の間、」に、「付則第 7 項」を「付則第 5 項」に、「付則第 12 項」を「付則第 10 項」に改め、同項を付則第 7 項とする。

付則第 10 項中「平成 25 年度及び平成 26 年度における付則第 8 項」を「当分の間、付則第 6 項」に、「付則第 12 項」を「付則第 10 項」に改め、同項を付則第 8 項とする。

付則第 11 項の見出し中「平成 25 年度及び平成 26 年度における」を削り、同項中「平成 25 年度及び平成 26 年度における付則第 8 項」を「当分の間、付則第 6 項」に改め、同項を付則第 9 項とする。

付則第 12 項の見出し中「平成 25 年度及び平成 26 年度における」を削り、同項中「平成 25 年度及び平成 26 年度における」を「当分の間、」に、「付則第 12 項」を「付則第 10 項」に改め、同項を付則第 10 項とする。

付則第 13 項を削る。

付則第 14 項の見出し中「平成 25 年度及び平成 26 年度における」を削り、同項中「平成 25 年度及び平成 26 年度における」を「当分の間、」に改め、「、「相当する額」とあるのは「相当する額及び法附

則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものの総額」とを削り、同項を付則第11項とする。

付則第15項の前の見出し中「平成25年度及び平成26年度における」を削り、同項中「平成25年度及び平成26年度における」を「当分の間、」に、「付則第15項」を「付則第12項」に、「付則第16項」を「付則第13項」に改め、同項を付則第12項とする。

付則第16項中「平成25年度及び平成26年度における」を「当分の間、」に改め、同項を付則第13項とする。

付則第17項の前の見出し中「平成25年度及び平成26年度における」を削り、同項中「平成25年度及び平成26年度における」を「当分の間、」に、「付則第15項」を「付則第12項」に、「付則第20項」を「付則第17項」に改め、同項を付則第14項とする。

付則第18項中「平成25年度及び平成26年度における付則第16項」を「当分の間、付則第13項」に、「付則第20項」を「付則第17項」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第19項の見出し中「平成25年度及び平成26年度における」を削り、同項中「平成25年度及び平成26年度における付則第16項」を「当分の間、付則第13項」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第20項の見出し中「平成25年度及び平成26年度における」を削り、同項中「平成25年度及び平成26年度における」を「当分の間、」に、「付則第20項」を「付則第17項」に改め、同項を付則第17項とする。

付則第21項中「付則第9項」を「付則第7項」に、「付則第17項」を「付則第14項」に、「付則第10項及び付則第18項」を「付則第8項及び付則第15項」に改め、同項を付則第18項とする。

付則第22項中「付則第9項」を「付則第7項」に、「付則第17項」を「付則第14項」に、「付則第10項及び付則第18項」を「付則第8項及び付則第15項」に改め、同項第2号中「付則第24項」を「付則第21項」に改め、同項を付則第19項とする。

付則第23項中「付則第21項」を「付則第18項」に改め、同項を付則第20項とする。

付則第24項中「付則第12項」を「付則第10項」に、「付則第20項」を「付則第17項」に改め、同項を付則第21項とする。

付則第25項中「付則第22項及び付則第23項」を「付則第19項及び付則第20項」に改め、同項を付則第22項とする。

付則第26項中「付則第24項」を「付則第21項」に改め、同項を付則第23項とし、付則第27項を付則第24項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国民健康保険法の一部改正により、所得の少ない者の数に応じて

国等が市町村を財政的に支援するための制度及び医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業が恒久化されたことに伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市国民健康保険条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（保健事業）

第 12 条 本市は、特定健康診査等（法 ~~第 72 条の 5~~ 第 72 条の 4 に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）を行うほか、これらの事業以外の事業であって、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために、必要な事業を行う。

（第 2 項省略）

（基礎賦課総額）

第 13 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第 19 条の 2 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、次に掲げる額の合算額の範囲内で市長が定めるものとする。

- (1) 当該年度の初日における療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に係る一部負担金を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の総額の見込額から当該費用に係る国等の負担金に相当する額の見込額を控除した額 から法第 72 条の 4 第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額（高年齢者医療確保法第 118 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等及び介護納付金（法第 69 条に規定する介護納付金をいう。）

以下同じ。）の納付に要する費用に係るものを除く。）及び法第 81 条の 2 第 1 項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に同項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額の総額の見込額を加えた額

（第 2 号及び第 3 号省略）

（後期高齢者支援金等賦課総額）

第 16 条の 2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第 19 条の 2 の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、当該年度の初日における高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額の見込額から当該費用に係る国等の負担金に相当する額及び法第 72 条の 4 第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものの総額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする。

（介護納付金賦課総額）

第 16 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第 19 条の 2 の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護

納付金賦課総額」という。) は、当該年度の初日における介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 150 条第 1 項の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付に要する費用の額の見込額から当該費用に係る国等の負担金に相当する額 及び法第 72 条の 4 第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち介護納付金の納付に要する費用に係るものの総額 の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする。

付 則

（第 1 項省略）

（介護納付金賦課総額の特例）

- 2 平成 22 年度から平成 26 年度までの各年度における第 16 条の 7 の規定の適用については、同条中「相当する額」とあるのは、「相当する額及び法附則第 24 条第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち介護納付金の納付に要する費用に係るものの総額」とする。

（退職被保険者の被扶養者の経過措置）

- 2 当分の間
3 平成 26 年度までの間において、法附則第 6 条第 2 項各号に規定する主としてその者により生計を維持する被扶養者は、次のいずれかに該当する者とする。

（第 1 号及び第 2 号省略）

（協議会の委員の定数の経過措置）

- 3 第 2 条の規定にかかわらず、当分の間
4 平成 26 年度までの間においては、協議会の委員の定数は、同条各号に定めるもののほか、法附則第

10条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員にあっては、2人とする。

(平成22年度から平成24年度までの各年度における基礎賦課総額の特例)

- 5 平成22年度から平成24年度までの各年度における第13条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額」とあるのは「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額」と、同条第1号中「療養の給付に要する」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、「見込額を控除した額」とあるのは「見込額を控除した額から法附則第24条第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額（高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第7条第1項の規定による病床転換支援金等並びに介護納付金（法第69条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用に係るものを除く。）及び法附則第26条第1項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に同項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額の総額の見込額を加えた額」と、同条第2号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第36条第1項の前期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を

控除した」と、同条第 3 号中「前 2 号」とあるのは「付則第 5 項の規定により読み替えられた前 2 号」とする。

(平成 25 年度及び平成 26 年度における基礎賦課総額の特例)

- 4 当分の間、
6 平成 25 年度及び平成 26 年度における 第 13 条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額（）」とあるのは「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（）」と、同条第 1 号中「療養の給付に要する」とあるのは「一般被保険者に係る療養の給付に要する」と、「見込額を控除した額」とあるのは「見込額を控除した額から法附則第 24 条第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額（高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等及び介護納付金（法第 69 条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用に係るものを除く。）及び法附則第 26 条第 1 項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に同項第 1 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金に相当する額及び同条第 1 項第 2 号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第 2 項の規定による拠出金の 2 分の 1 に相当する額の総額の見込額を加えた額」と、同条第 2 号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第 36 条第 1 項の前期高齢者納付金の額に法附則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第 3 号中「前 2 号」とあるのは「付則第 4 項
付則第 6 項の規定により読み替えられた前 2 号」とする。

- (平成 25 年度及び平成 26 年度における基礎賦課額の特例)
- 5 当分の間、
7 平成 25 年度及び平成 26 年度における第 14 条の規定の適用については、同条第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る基礎賦課額」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第 2 項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第 5 項
7 項の規定により読み替えられた前項又は付則第 6 項
付則第 8 項」と、「基礎賦課額」とあるのは「基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一世帯に属する場合には、付則第 5 項
付則第 7 項の規定により読み替えられた前項の基礎賦課額と付則第 6 項
付則第 8 項の基礎賦課額との合算額とする。付則第 5 項
付則第 7 項の規定により読み替えられた次項において同じ。）」と、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「付則第 5 項
付則第 7 項の規定により読み替えられた第 1 項又は付則第 6 項
付則第 8 項」とする。
- 6 当分の間、
8 平成 25 年度及び平成 26 年度における保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、同一世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

- (平成 25 年度及び平成 26 年度における基礎賦課額に係る所得割額の算定の特例)
- 7 当分の間、
9 平成 25 年度及び平成 26 年度における第 15 条の規定の適用については、同条中「前条第 1 項」とあるのは「付則第 5 項
付則第 7 項の規定により読み替えられた前条第 1 項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「次条第 1 項第 1 号」とあるのは「付則第 10 項
付則第 12 項の規定により読み替えられた次条第 1 項第 1 号」とする。
- 8 当分の間、付則第 6 項
10 平成 25 年度及び平成 26 年度における付則第 8 項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、付則第 10 項
付則第 12 項

の規定により読み替えられた第 16 条第 1 項第 1 号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平成 25 年度及び平成 26 年度における基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

9 当分の間、付則第 6 項
11 平成 25 年度及び平成 26 年度における付則第 8 項の被保険者均等割額は、次項の規定により読み替えられた第 16 条第 1 項第 2 号の規定により算定した額と同額とする。

(平成 25 年度及び平成 26 年度における基礎賦課額の保険料率の特例)

10 当分の間、
12 平成 25 年度及び平成 26 年度における第 16 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号中「保険料」とあるのは「一般被保険者に係る保険料」と、「第 29 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書」とあるのは「附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた同令第 29 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書」と、同項第 2 号中「保険料」とあるのは「一般被保険者に係る保険料」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、同条第 2 項中「前項」とあるのは「付則第 10 項の規定により読み替えられた前項」と、同条第 3 項中「付則第 12 項第 1 項」とあるのは「付則第 10 項の規定により読み替えられた第 1 項」とする。

(平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

13 平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度における第 16 条の 2 の
規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額（
とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（
と、「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第 118

条第 1 項の後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法附則第 7 条第 1 項の病床転換支援金の額に法附則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第 7 条第 1 項の規定による病床転換支援金等の」と、「相当する額」とあるのは「相当する額並びに法附則第 24 条第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法附則第 7 条第 1 項の規定による病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものの総額」とする。

(平成 25 年度及び平成 26 年度における後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

11 当分の間、
14 平成 25 年度及び平成 26 年度における第 16 条の 2 の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額（）」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（）」と、「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の後期高齢者支援金の額に法附則第 7 条第 1 項第 2 号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、「相当する額」とあるのは「相当する額及び法附則第 24 条第 1 項の規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち高齢者医療確保法第 118 条第 1 項の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係るものの総額」とする。

(平成 25 年度及び平成 26 年度における後期高齢者支援金等賦課額

の特例)

12 当分の間、
15 平成 25 年度及び平成 26 年度における 第 16 条の 3 の規定の適用に
 ついては、同条第 1 項中「後期高齢者支援金等賦課額」とあるの
 は「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「被保
 険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第 2 項中「前項
 」及び「同項」とあるのは「付則第 12 項
付則第 15 項の規定により読み替えら
 れた前項又は付則第 13 項
付則第 16 項」と、「後期高齢者支援金等賦課額」と
 あるのは「後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保
 険者等が同一世帯に属する場合には、付則第 12 項
付則第 15 項の規定により読
 み替えられた前項の後期高齢者支援金等賦課額と付則第 13 項
付則第 16 項の後
 期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。付則第 12 項
付則第 15 項の規定に
 より読み替えられた次項において同じ。）」と、同条第 3 項中「
 第 1 項」とあるのは「付則第 12 項
付則第 15 項の規定により読み替えられた第
 1 項又は付則第 13 項
付則第 16 項」とする。

13 当分の間、
16 平成 25 年度及び平成 26 年度における 保険料の賦課額のうち退職
 被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、同一世帯に属す
 る退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額
 の合算額の総額とする。

(平成 25 年度及び平成 26 年度における後期高齢者支援金等賦課額
 に係る所得割額の算定の特例)

14 当分の間、
17 平成 25 年度及び平成 26 年度における 第 16 条の 4 の規定の適用に
 ついては、同条中「前条第 1 項」とあるのは「付則第 12 項
付則第 15 項の規定
 により読み替えられた前条第 1 項」と、「被保険者」とあるのは
 「一般被保険者」と、「第 16 条の 6 第 1 項第 1 号」とあるのは「
付則第 17 項
付則第 20 項」の規定により読み替えられた第 16 条の 6 第 1 項第 1 号

」とする。

15 当分の間、付則第 13 項
18 平成 25 年度及び平成 26 年度における付則第 16 項の所得割額は、
退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、付則第 17 項
付則第 20 項
の規定により読み替えられた第 16 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する
所得割の保険料率を乗じて算定する。

(平成 25 年度及び平成 26 年度における後期高齢者支援金等賦課額
に係る被保険者均等割額の算定の特例)

16 当分の間、付則第 13 項
19 平成 25 年度及び平成 26 年度における付則第 16 項の被保険者均等
割額は、次項の規定により読み替えられた第 16 条の 6 第 1 項第 2
号の規定により算定した額と同額とする。

(平成 25 年度及び平成 26 年度における後期高齢者支援金等賦課額
の保険料率の特例)

17 当分の間、
20 平成 25 年度及び平成 26 年度における第 16 条の 6 の規定の適用に
ついては、同条第 1 項第 1 号中「後期高齢者支援金等賦課総額」
とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」
と、「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に
係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 29 条の 7 第 3 項第 4 号
ただし書」とあるのは「附則第 4 条第 1 項の規定により読み替え
られた同令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書」と、同項第 2 号中
「後期高齢者支援金等賦課総額」とあるのは「一般被保険者に係
る後期高齢者支援金等賦課総額」と、「被保険者の」とあるのは
「一般被保険者の」と、同条第 2 項中「前項」とあるのは「付則
付則
第 17 項
第 20 項の規定により読み替えられた前項」と、同条第 3 項中「第
1 項」とあるのは「付則第 17 項
付則第 20 項の規定により読み替えられた第 1
項」とする。

(平成 25 年度以後の各年度における特例対象被保険者等に係る所得割額の算定の特例)

$\frac{18}{21}$ 平成 25 年度以後の各年度における当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等である場合における 付則第 7 項 の規定により 付則第 9 項 の規定により読み替えて適用される第 15 条、付則第 14 項 の規定により読み替えて適用される第 16 条の 4、第 16 条の 9、付則第 8 項及び付則第 15 項 の規定の適用については、第 17 条の 2 の規定にかかわらず、付則第 7 項 の規定により読み替えて適用される第 15 条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。）」と、「から同法」とあるのは「から地方税法」とする。

(平成 25 年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

$\frac{19}{22}$ 平成 25 年度の保険料の算定に当たり、次の各号に掲げる被保険者の保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、付則第 7 項 の規定により読み替えて適用される第 15 条、付則第 14 項 の規定により読み替えて適用される第 16 条の 4、第 16 条の 9、付則第 8 項及び付則第 15 項 (以下この項及び次項において「これらの規定」という。)に規定する基礎控除後の総所得金額等については、当該各号に掲げる金額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から控除した額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

(第 1 号省略)

(2) 前号に該当しない被保険者であって、その者の賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等が課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第 2 項の規定による控除をした後の金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額）をいう。以下この項及び 付則第 21 項 付則第 24 項 において同じ。）の 100 分の 180 の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の 100 分の 180 の金額を控除した額の 100 分の 70 に相当する金額

$\frac{20}{23}$ 平成 25 年度の保険料の算定に当たり、当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であって、その合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得（以下この項において「給与所得」という。）が含まれているもののうち次の各号に該当するものの保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、これらの規定（付則第 18 項 付則第 21 項 の規定により読み替えて適用される場合に限る。）に規定する基礎控除後の総所得金額等（以下この項において「特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等」という。）については、当該各号に掲げる金額を特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した額を特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等とみなす。

(第 1 号及び第 2 号省略)

$\frac{21}{24}$ 平成 25 年度の保険料の算定に当たり、次の各号に掲げる被保険者の所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、 $\frac{\text{付則第 10 項}}{\text{付則第 12 項}}$ の規定により読み替えて適用される第 16 条第 1 項第 1 号、 $\frac{\text{付則第 17 項}}{\text{付則第 20 項}}$ の規定により読み替えて適用される第 16 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 17 条第 1 項第 1 号（以下この項において「これらの規定」という。）に規定する基礎控除後の総所得金額等については、当該各号に掲げる金額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から控除した額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(平成 26 年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

$\frac{22}{25}$ $\frac{\text{付則第 19 項及び付則第 20 項}}{\text{付則第 22 項及び付則第 23 項}}$ の規定は、平成 26 年度における保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等の算定について準用する。この場合において、 $\frac{\text{付則第 19 項及び付則第 20 項}}{\text{付則第 22 項及び付則第 23 項}}$ 中「100 分の 70」とあるのは、「100 分の 40」と読み替えるものとする。

$\frac{23}{26}$ $\frac{\text{付則第 21 項}}{\text{付則第 24 項}}$ の規定は、平成 26 年度における所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等の算定について準用する。この場合において、同項中「100 分の 70」とあるのは、「100 分の 40」と読み替えるものとする。

(延滞金の割合の特例)

$\frac{24}{27}$ (本文省略)